

綿 ス フ 織物情報

2019年(平成31年) 2月号 Vol. 1835

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL : <http://www.jcwa-net.jp/>

主 な 内 容

日本繊維産業連盟監査委員会開催／日本繊維産業連盟総会・綿工連平松会長が意見表明／綿工連傘下産地素材展開催／SCM推進協議会理事会開催／日EU・EPA原産地規則説明会開催／下請等中小企業の取引条件改善のための取組み／第125回繊維通商問題委員会開催／平成31年度予算・平成30年度第二次補正予算について／EPA・TPPの動向／特許公開情報

●日本繊維産業連盟監査委員会開催

1月11日(金)、織産連の平成30年度収支決算についての監査委員会が東京の繊維会館において開催された。織産連の監査は日本紡績協会、日本羊毛紡績協会、日本綿スフ織物工業連合会の3団体で実施されている。

●日本繊維産業連盟総会・綿工連平松会長が意見表明

1月16日(水)、東京港区の東京プリンスホテルにおいて日本繊維産業連盟の総会が開催された。当日は、経済産業省製造産業局から大内審議官、杉浦生活製品課長ほかの出席があった。最初に鎌原織産連会長と大内審議官の挨拶があり、織産連の活動報告、活動方針(案)等が説明され、その後杉浦課長の「繊維産業の課題と経済産業省の取組み」と題した講演が行われた。会議終了後は賀詞交歓会が開催された。

なお、綿工連平松会長が意見表明を行い、工連の取組みと改正入管法での新しい在留資格である特定技能1号の対象業種に繊維業を入れるよう要望した。

●綿工連傘下産地素材展開催

1月24(木)－25日(金)、東京港区の“ふくい南青山291”において、滋賀の高島織物工業協同組合主催「第33回ビワタカシマ2020春夏素材展」が開催された。

翌週29(火)－30日(水)には北播磨地場産業開発機構主催の「播州織総合素材展2019」が秋葉原の“アキバスクエア”において開催され、綿工連傘下企業も出展した。

「遠州織物コレクション」は2月21(木)－22日(金)に渋谷の文化ファッションインキュベーションで開催される。

工連主催の「第7回綿織物産地素材展」は3月19日(火)ー20日(水)、文化ファッションインキュベーションで開催の予定。

●SCM推進協議会理事会開催

1月24日(木)、東京有明のTFTビルにおいて、繊維ファッションSCM推進協議会の平成30年度第1回理事会が開催された。

当日は、平成30年度事業活動の「取引適正化」「情報の共有化」「TAプロジェクト」について事務局より中間報告がなされ、承認された。

また、平成31年度は、「取引ガイドライン」の普及啓発活動を更に推進し、望ましい取引慣行を普及、定着させる、国内のCSRに対する法令遵守等国際的な潮流も踏まえつつ、「取引適正化分科会(仮称)」を立ち上げ、更なる進展に向けた取組み方針も承認された。

●日EU・EPA原産地規則説明会開催

1月28日(月)、日本繊維産業連盟は東京の繊維会館において経産省経済連携課より講師を招き標記説明会を開催した。また、大阪は綿業会館を会場に、東京での説明会をライブ中継した。

日EU経済連携協定は、TPP11協定と同様に「完全自己証明制度」が導入されることとなり、輸出者(生産者)が手続き業務を行う必要があるため必要書類等について説明があった。

相談、問合せ窓口は本誌「日・EU経済連携協定」の項目に記載。

●下請等中小企業の取引条件改善のための取組み

経済産業省は、下請等中小企業の取引条件改善に向けて、平成28年9月に公表された「未来志向型の取引慣行に向けて」に基づき、サプライチェーン全体での「取引適正化」や「付加価値向上」に向けて、各産業界の取組みをまとめた「自主行動計画」の取組状況のフォローアップ調査や、政府として下請中小企業の取引実態を把握するための取引調査員(通称「下請Gメン」)による下請中小企業ヒアリングを実施してきた。

これらの取組みを通じて把握した取引上の課題等をもとに、サプライチェーン全体での更なる「取引適正化」に向けて、下請等中小企業の取引条件改善のため、下請中小企業振興法第3条第1項に基づく「振興基準」について、望ましくない取引慣行の是正や、「働き方改革」への対応などを踏まえた所要の改正が行われた。

今後、改正の内容について、親事業者、下請事業者及び業界団体に周知し、社内での周知徹底、業務規定やマニュアル等の点検・見直し等を要請していくとしている。

○下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第3条第1項の規定に基づいた「振興基準」

<http://www.meti.go.jp/press/2018/01/20190109002/20190109002-1.pdf>



●第125回繊維通商問題委員会開催

1月30日(水)、織産連の第125回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)日本の繊維貿易の現況について(2018年1-11月期、2018年11月・織産連説明)、(2)各国とのEPA交渉状況について(経産省説明)、(3)EPA産業協力の現状について、(4)その他(日EU・EPA関連)の説明と意見交換があった。

1. 輸出入全般の動向

2018年1-11月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸出	815,541	102.2	7,402	103.9
輸入	4,018,809	106.5	36,414	108.2

①2018年11月単月に関しては、輸出は円ベースで79,610百万円(前年同月比102.8%)、輸入は円ベースで370,649百万円(前年同月比103.1%)。

②2018年1-11月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は100.9%、糸類(紡績糸・合繊糸)は100.7%で、うち綿糸は93.9%、毛糸は130.1%、合繊糸は99.9%。織物は98.9%で、うち綿織物は92.2%、毛織物は106.6%、合繊織物は100.4%。二次製品は105.3%。輸入(円ベース)の前年同期比は繊維原料は110.5%、糸類(紡績糸・合繊糸)は104.9%で、うち綿糸は101.0%、毛糸は113.9%、合繊糸は106.6%。織物は104.4%で、うち綿織物は101.7%、毛織物は108.8%、合繊織物は105.7%。二次製品は106.6%。

2. 各国・地域別輸出入の動向

①輸出(2018年1-11月累計)

I. 2018年1-11月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは102.2%、欧州106.3%。

II. アジアにおいては中国が100.2%。シェアは30.1(前年同期比-0.6ポイント)。アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが107.8%、ミャンマー117.0%、ベトナム107.8%。アセアン全体では105.4%、シェアは25.6%(前年同期比+0.8ポイント)と安定した伸び。アセアン以外では、パキスタン132.0%、バングラデシュが116.0%、インド112.4%と安定した伸び。欧州ではイギリスが105.1%、フランス100.1%、ドイツが111.9%、イタリア112.1%。

III. 米州は106.1%、シェアは10.6%で前年同期比+0.4ポイント。

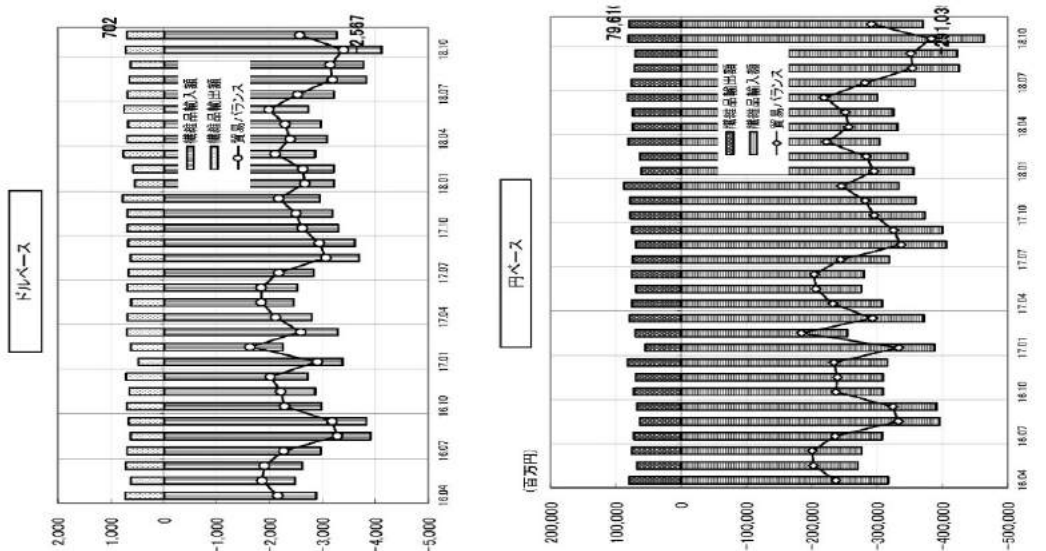
②輸入(2018年1-11月累計)

I. 2018年1-11月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が106.5%、米州104.5%、欧州109.5%。

- Ⅱ.アジアでは中国が101.5%。シェアは57.6%(前年同期比-2.9ポイント)と引き続き減少。
- Ⅲ.アセアン全体では116.7%。主要国はベトナム120.3%、インドネシア109.3%、カンボジアが128.4%、マレーシアが109.4%、ミャンマー136.1%。アセアンのシェアは26.4%(前年同期比+2.3ポイント)と安定。なかでもベトナムのシェアは12.3%(前年同期比+1.4ポイント)と堅調に推移。アセアン以外では韓国105.6%、台湾102.5%、パキスタン117.1%、バングラデシュは129.8%、インド108.3%と伸びている。欧州ではイギリス110.8%、フランス105.6%、イタリア109.8%。

次回の繊維通商問題委員会は2月27日(水)開催予定。

輸出入動向



年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		集計シート 円
	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	
15.04	726.9	79,876	2,681.0	316,561	-2,154.1	-236,685	109,88
15.05	624.5	68,166	2,478.2	270,464	-1,653.7	-202,326	106,15
15.06	716.1	75,537	2,618.4	276,214	-1,902.3	-200,677	105,49
15.07	680.9	72,093	2,691.7	307,717	-2,267.8	-235,624	103,90
15.08	627.5	63,546	3,006.8	395,941	-3,282.3	-332,392	101,27
15.09	658.5	67,192	3,834.7	391,294	-3,176.2	-324,102	102,04
15.10	697.2	72,382	3,676.0	308,987	-2,278.8	-236,585	103,82
15.11	645.3	69,813	2,857.5	308,129	-2,212.2	-239,316	106,18
15.12	707.9	82,046	2,722.4	315,665	-2,014.8	-233,619	115,95
17.01	477.1	54,737	3,880.6	387,856	-2,903.5	-333,119	114,73
17.02	621.9	70,316	2,249.3	254,308	-1,627.4	-183,992	113,06
17.03	695.7	76,616	3,288.5	371,628	-2,592.8	-293,012	113,01
17.04	685.1	75,400	2,765.2	307,642	-2,110.1	-232,242	110,06
17.05	619.7	69,532	2,457.4	275,743	-1,837.7	-206,211	112,21
17.06	683.2	75,772	2,522.1	279,729	-1,838.9	-203,957	110,91
17.07	663.8	74,636	2,834.5	318,706	-2,170.7	-244,070	112,44
17.08	632.1	69,479	3,694.4	408,054	-3,062.3	-336,575	106,91
17.09	675.4	74,757	3,615.9	400,203	-2,940.4	-325,446	110,68
17.10	686.3	77,530	3,303.0	373,106	-2,616.6	-295,576	112,96
17.11	686.0	77,467	3,183.3	369,468	-2,497.3	-281,991	112,92
17.12	778.7	87,967	2,951.0	333,379	-2,172.3	-245,412	112,97
18.01	552.7	61,227	3,217.8	368,432	-2,665.1	-295,205	110,77
18.02	596.9	63,276	3,215.8	346,723	-2,628.9	-283,447	107,82
18.03	763.9	80,970	2,864.5	303,639	-2,100.6	-222,669	106,00
18.04	692.2	74,365	3,082.1	331,110	-2,389.9	-256,745	107,43
18.05	676.0	74,153	2,967.1	325,458	-2,291.1	-251,305	109,69
18.06	747.8	82,285	2,732.4	300,648	-1,984.6	-218,363	110,03
18.07	684.6	76,239	3,212.4	357,761	-2,527.8	-281,522	111,37
18.08	646.1	71,781	3,832.4	425,623	-3,186.2	-353,862	111,06
18.09	633.1	70,835	3,776.2	422,519	-3,143.1	-351,684	111,89
18.10	716.6	80,821	4,115.1	464,101	-3,398.5	-383,280	112,78
18.11	702.2	76,610	3,269.4	370,649	-2,567.2	-291,039	113,37
18.01-11	7,402.2	815,541	36,413.3	4,018,809	-29,011.2	-3,203,268	
前年同期比	7,126.4	796,242	33,324.2	3,734,433	-26,197.8	-2,936,191	
前年同月比	275.9	17,299	3,089.2	284,376	-2,813	-267,077	
	103.9%	102.2%	106.3%	107.6%	110.7%	106.1%	



繊維品輸出総括表11月実績、1-11月対比

品目	単位	2017年1~11月			2018年1~11月			前年同期比(%)			2018年11月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	459,562	847,647	94,947	434,901	869,251	95,775	94.6	102.5	100.9	44,541	86,030	9,753	113.0	125.3	125.8
合繊短繊維	トン	170,364	643,333	72,053	166,239	688,561	75,872	97.6	107.0	105.3	16,547	68,728	7,792	129.0	131.6	132.1
セルロース短繊維	トン	17,674	79,343	8,891	13,072	58,374	6,422	74.0	73.6	72.2	1,107	4,583	520	88.8	86.8	87.2
糸類	トン	121,329	999,173	111,916	118,817	1,023,294	112,864	97.9	102.4	100.7	10,528	91,221	10,342	94.4	98.8	99.0
糸類	トン	311	9,763	1,090	358	12,881	1,417	115.2	131.9	130.1	10	379	43	125.0	103.0	102.4
綿糸	トン	3,399	22,097	2,479	2,946	21,181	2,327	86.7	95.9	93.9	228	1,842	209	43.1	68.2	68.5
合繊糸	トン	101,430	737,838	82,638	98,906	750,079	82,597	97.5	101.7	99.9	8,809	67,820	7,689	94.8	99.1	99.5
セルロース繊維糸	トン	11,321	140,984	15,800	11,396	151,982	16,726	100.7	107.8	105.9	1,041	13,713	1,555	112.5	116.5	117.0
織物類	千㎡	743,628	2,193,789	245,746	735,053	2,208,148	243,043	98.8	100.6	98.9	73,202	219,902	24,930	97.9	99.9	100.3
綿織物	千㎡	108,517	409,704	45,890	98,201	384,234	42,299	90.5	93.8	92.2	10,206	39,427	4,470	88.9	92.0	92.4
絹織物	千㎡	4,395	45,851	5,135	4,442	41,817	4,600	101.1	91.2	89.6	413	3,621	410	103.5	89.4	89.7
毛織物	千㎡	17,489	166,245	18,582	17,382	179,193	19,806	99.4	107.8	106.6	1,501	13,023	1,476	106.2	101.3	101.7
合繊織物	千㎡	508,518	1,190,857	133,433	517,668	1,218,095	133,964	101.8	102.1	100.4	51,748	126,657	14,360	99.1	103.3	103.7
セルロース繊維織物	千㎡	46,129	197,652	22,141	44,118	198,891	21,899	95.6	100.6	98.9	4,237	19,974	2,254	95.1	94.1	94.5
二次製品	トン	169,769	3,085,764	345,634	179,159	3,303,470	364,059	105.5	107.1	105.3	17,105	305,061	34,585	107.1	100.1	100.5
衣類	トン	3,977	527,179	59,084	4,061	574,617	63,353	102.1	109.0	107.3	431	49,625	5,626	95.4	92.2	92.6
その他	トン	165,792	2,558,585	286,570	175,098	2,728,853	300,706	105.6	106.7	104.9	16,673	255,435	28,959	107.4	101.8	102.2
総計	トン	855,711	7,126,373	798,244	835,027	7,402,164	815,541	97.6	103.9	102.2	82,149	702,214	79,610	106.7	102.4	102.8

(注)1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20,4015,4203,4303,4304,50~63(EX,5604),65,7019,12,7019,1920,7019,1990,7019,40~58である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5408.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表11月実績、1-11月対比

品目	単位	2017年1~11月			2018年1~11月			前年同期比(%)			2018年11月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	264,704	585,296	65,612	273,498	657,694	72,496	103.3	112.4	110.5	25,100	63,783	7,231	99.8	113.9	114.3
苧・生糸	トン	552	27,883	3,127	470	25,430	2,802	85.0	91.2	89.6	29	1,712	194	53.7	54.1	54.3
羊毛等	トン	10,731	114,083	12,799	10,968	145,715	16,080	102.1	127.7	125.6	1,072	17,212	1,951	127.3	171.3	172.0
絹花	トン	95,130	150,801	16,903	92,013	149,336	16,435	96.7	99.0	97.2	7,066	11,308	1,282	95.6	103.3	103.7
合繊短繊維	トン	73,962	150,226	16,838	82,010	179,492	19,800	110.9	119.5	117.6	8,555	18,789	2,130	111.9	113.8	114.2
セルロース短繊維	トン	14,108	33,474	3,748	15,471	37,021	4,080	109.7	110.6	108.9	1,741	3,962	451	105.0	97.4	97.6
糸類	トン	270,202	1,060,492	121,085	273,438	1,151,585	127,000	101.2	106.6	104.9	25,382	110,965	12,582	106.0	114.5	115.0
糸類	トン	5,767	116,270	13,027	5,863	134,713	14,838	101.5	115.9	113.9	513	12,028	1,364	149.1	173.5	174.2
綿糸	トン	1,193	62,142	6,995	1,034	60,675	6,680	86.6	97.6	95.9	102	5,421	615	72.9	69.2	69.6
綿糸	トン	51,931	208,912	23,418	51,735	214,464	23,657	99.6	102.7	101.0	4,187	17,864	2,028	99.0	101.0	101.5
合繊糸	トン	190,857	591,960	66,316	196,027	640,710	70,671	102.2	106.3	106.6	18,570	65,202	7,392	107.5	118.5	118.9
セルロース糸	トン	14,138	65,638	7,359	13,569	64,375	7,096	95.9	96.1	96.5	1,401	6,346	719	103.2	104.5	104.8
織物類	千㎡	842,521	1,218,510	136,558	878,770	1,292,349	142,532	104.3	108.1	104.4	83,902	126,391	14,329	96.6	104.8	105.2
綿織物	千㎡	234,612	231,889	25,995	232,631	239,710	26,431	99.2	103.4	101.7	21,628	23,147	2,824	87.1	94.5	94.9
絹織物	千㎡	4,589	41,585	4,663	3,904	42,768	4,724	85.1	102.9	101.3	346	3,926	445	65.7	74.0	74.3
毛織物	千㎡	18,448	158,037	17,675	17,347	174,265	19,231	94.0	110.3	108.8	1,711	17,744	2,011	93.5	129.0	129.6
合繊織物	千㎡	482,799	516,966	57,950	519,907	555,461	61,276	107.7	107.4	105.7	51,425	55,193	6,257	109.3	109.0	109.4
セルロース織物	千㎡	73,582	42,782	4,796	75,460	46,504	5,348	102.6	113.4	111.5	6,239	3,900	442	76.2	93.3	93.6
二次製品	トン	1,870,379	30,777,732	3,448,838	1,973,524	33,311,704	3,679,779	105.5	108.2	106.6	195,678	2,968,217	336,507	101.5	102.0	102.4
衣類	トン	1,002,986	25,518,234	2,859,386	1,069,570	27,731,304	3,060,950	106.6	108.7	107.0	101,506	2,390,262	270,964	100.0	101.5	101.9
その他	トン	867,393	5,259,498	589,452	903,955	5,580,400	618,829	104.2	106.1	104.5	94,172	577,955	65,523	103.1	104.1	104.5
総計	トン	2,590,541	33,662,030	3,772,093	2,708,421	36,413,332	4,018,809	104.6	108.2	106.5	263,978	3,269,376	370,849	101.5	102.7	103.1

(注)1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20,4015,4203,4303,4304,50~63(EX,5604),65,7019,12,7019,19080,7019,40~58である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5408.00)を含む。

●平成31年度予算、平成30年度第二次補正予算について

前号において、12月22日に閣議決定された平成31年度予算案のうち中小企業・小規模事業者関係予算案のポイント、政策の重点項目を掲載しているが、経済産業省関係一般会計は3,550億円、うち中小企業対策費は1,117億円となっている。平成30年度第二次補正予算案の経産省関係は2,784億円で、うち中小企業対策費は2,489億円。以下は平成31年度予算、平成30年度第二次補正予算関連のPR資料より抜粋。スキーム図の予算案額の()内は前年度の数字。

①事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進

事業承継・世代交代集中支援事業

平成30年度第2次補正予算案額 **50.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済を揺るがしかなない事業承継問題を解決するため、今後10年間程度を事業承継の集中実施期間として位置づけ、事業承継ニーズ掘り起こしのため各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとしながら、地域に密着し、より細かい地域単位で専門家派遣など踏み込んだ支援を行う「プッシュ型事業承継支援」の更なる強化を図ります。
- 具体的には、事業承継ネットワークの構築など、全国一律の支援から、より意欲のある地域に対して、業種や業界、地域の特性などに応じた先進的なモデル事業への支援、事業承継・世代交代を契機とした事業者の経営革新や事業転換を図る取組を支援します。

成果目標

- 事業承継ネットワーク参加機関による年間5万件の事業承継診断を通じ、経営者の事業承継に対する「気づき」の機会を増やします。
- 業種、業界や地域の特性などに応じた先進的な事業承継支援のモデルを構築します。
- 補助事業者の事業計画達成率を80%以上とすることを目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

国	委託	民間事業者等	委託	都道府県・民間団体等
	補助(定額)	民間事業者等	補助(2/3,1/2)	民間事業者

中小企業庁 財務課
03-3501-5803

手続イメージ

(1) プッシュ型事業承継支援高度化事業

平成29年度から開始した事業承継ネットワーク構築事業の全国展開がほぼ図られたため、今後は各県に設置された承継コーディネータやブロックコーディネータ等が、プッシュ型の事業承継診断で掘り起こされたニーズに対して、事業承継計画の策定や課題解決のための専門家派遣などのきめ細かな支援を行うことにより、円滑な事業承継を推進します。

また、事業承継診断等支援データ等を活用し、各県内の事業承継の支援戦略を策定することにより、成長性の高い事業者や地域等を支援します。さらに、これまでの全国一律の支援ではなく、業種や業界、地域の特性などに応じて事業承継の先進的な取組に対して積極的に支援を行います。

(2) 事業承継補助金

事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業者に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃棄等に必要経費を支援します。

①承継にあたって、後継者が行う生産性の大幅な向上への取組を支援します。

②後継者不在事業者が有するサプライチェーンや地域に根付いた価値ある事業を、M&Aをはじめとした事業再編・統合策により引き継いだ上で更なる成長を図る事業者の取組を支援します。

<類型ごとの補助条件>

① 事業承継(代表者の交代)が行われること

② 事業再編・事業統合が行われること

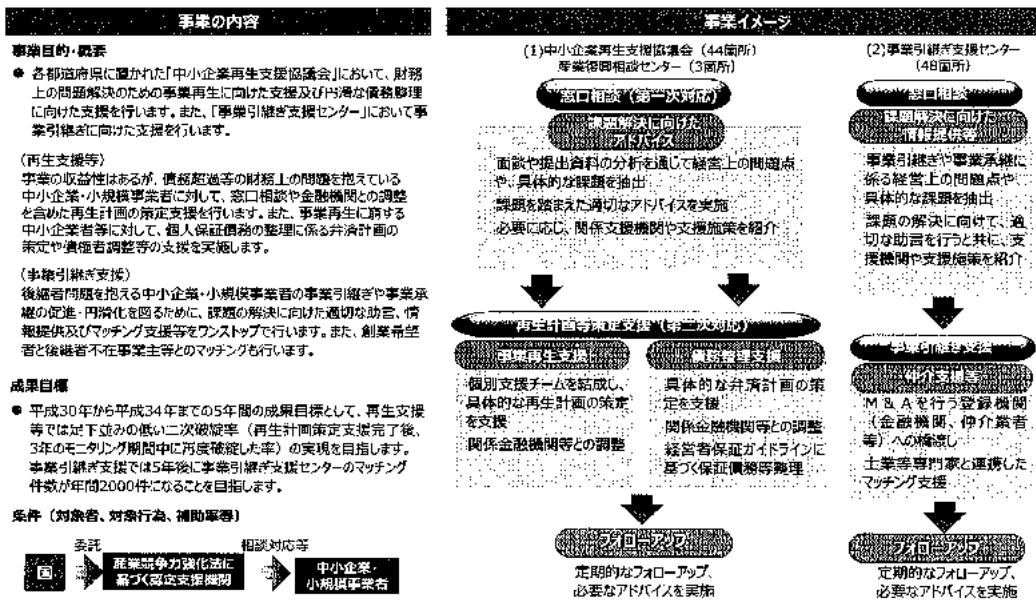
23



中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

平成31年度予算案額 **70.1億円 (68.8億円)**

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3501-1750
03-3501-3922

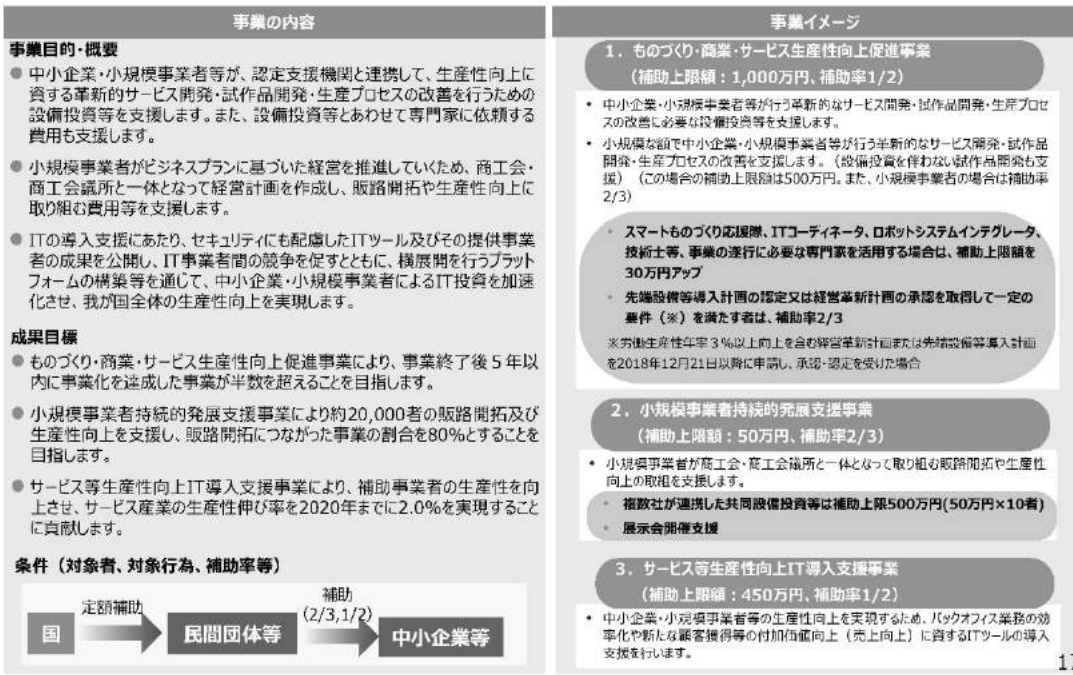


②生産性向上・人手不足対策

中小企業生産性革命推進事業

平成30年度第2次補正予算案額 **1,100.0億円**

1. 中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
2. 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
3. 商務・サービスG ケールチャット政策課 03-3501-1750
4. 商務・サービスG サービス政策課 03-3501-3922



ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

平成31年度予算案額 **50.0億円 (新規)**

1. 中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1615
2. 地域経済牽引グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

事業の内容

事業目的・概要

- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
- 加えて、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資を支援します。

成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

補助の流れ

国 → (独) 中小企業基盤整備機構 → 民間団体等 → 補助 (2/3, 1/2) → 中小企業等

事業イメージ

1. 企業間データ活用型 (補助上限額: 2,000万円/者、補助率1/2)

複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

(例) データ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組など

※ 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

3社連携の場合	A社	2000万円		
	B社	2000万円	+	200万円×3=600万円
	C社	2000万円		(連携体内で配分可能)

● スマートものづくり応接隊、ITコーディネータ、技術士、ロボットシステムインテグレータ等、事業の遂行に必要な専門家を活用する場合は、補助上限額を30万円アップ (類型1, 2共通)

● 先請設備等導入計画の認定又は労働生産性年率3%以上向上を含む経営革新計画の承認を受けた者は補助率2/3

2. 地域経済牽引型 (補助上限額: 1,000万円/者、補助率1/2)

複数の中小企業・小規模事業者等が、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行い、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを支援します。

(例) 地域の事業者が連携して、大企業からの受注に対応する共同受注生産体制を整備したり、試作から量産まで対応可能なワンストップサービスを提供する取組など。

● 労働生産性年率3%以上向上を含む地域経済牽引事業計画の承認を受けた者は補助率2/3

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

平成30年度第2次補正予算案額 **100.0億円**

中小企業庁 金融課
03-3501-2876

事業の内容

事業目的・概要

- 経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が認定支援機関の助力を得て行う経営改善計画策定を支援することにより、経営改善・生産性向上の取組を促進します。

① 経営改善計画策定支援
借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を含む本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者が、認定支援機関の助力を得て行う経営改善計画の策定を支援します。

② 早期経営改善計画策定支援
事業承継前のみがき上げや経営者保証ガイドラインの活用に取り組む際にも必要となる資金繰り管理や採算管理といった、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が、金融支援等が必要になる前の早期段階で、認定支援機関の助力を得て行う簡易な経営改善計画の策定を支援します。

成果目標

- 経営改善計画の策定及び計画の実行を通じて、中小企業・小規模事業者が行う経営改善・生産性向上の取組を促進します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

国 → (独) 中小企業基盤整備機構 → 経営改善支援センター → 補助 (2/3, 1/2)

① 経営改善計画策定支援
必要な費用を負担 (補助率2/3、上限200万円)

② 早期経営改善計画策定支援
必要な費用を負担 (補助率2/3、上限200万円)

事業イメージ

中小企業・小規模事業者

① 経営改善計画策定支援
財務上の問題を抱えている
金融支援を伴った本格的な経営改善の取組が必要

② 早期経営改善計画策定支援
資金繰り管理・採算管理等の基本的な経営改善取組が必要
事業承継前のみがき上げや、経営者保証ガイドラインに対応する体制整備に取り組みたい

申し込み

中小企業者と専門家である認定支援機関は、連名で各経営改善支援センター (47都道府県に設置) に利用申請

認定支援機関による計画策定支援等

計画策定支援等

認定支援機関は計画策定 (デュレリジエンスを含む) や、金融機関との協議などを支援
経営改善支援センターは、計画策定支援費用の2/3を補助

認定支援機関は早期段階における計画策定を支援
経営改善支援センターは、計画策定支援費用の2/3を補助

フォローアップ

経営改善支援センターは、モニタリング費用の2/3補助
認定支援機関は定期的なモニタリングを実施



中小企業等強靱化対策事業 平成30年度第2次補正予算案額 15.0億円

中小企業庁 経営安定対策室
03-3501-0458
中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
03-3501-1253

事業の内容

事業目的・概要

- BCP (Business Continuity Plan: 事業継続計画) の取組事例や早期復旧事例などを広く紹介するとともに、サプライチェーンに位置づけられる中小企業等のBCPの策定を支援し、そうした取組を横展開することによって、中小企業の防災意識の啓発、強靱化に向けた取組の促進を図ります。
- サイバー攻撃に備えて、中小企業等のセキュリティ対策の普及啓発、マネジメント指導のほか、トラブル時の相談対応・現場派遣体制構築等の実証事業を行います。

成果目標

- 延べ2万者の中小企業者に対し、BCPの重要性等について啓発を行います。
- BCPのモデルとなる取組 (例: サプライチェーン、地域の中核企業) を支援し、これら支援成果をとりまとめて事例集として公表し、BCP策定を促進します。
- 8地域で、サイバーセキュリティ対策の啓発を行うとともに、トラブル時の相談体制等の実証を行い、必要な人材、体制等を明らかにすることを旨とします。

(1) BCP普及啓発事業

```

    graph LR
        A[国] -- "委託・補助 (10/10)" --> B[民間団体等]
        B -- "説明会・訪問・相談会、指導等" --> C[中小企業・小規模事業者]
    
```

(2) BCP策定・対策支援事業

```

    graph LR
        A[国] -- "委託・補助 (10/10)" --> B[民間団体等]
        B -- "支援・実証" --> C[中小企業・小規模事業者]
    
```

事業イメージ

1. BCP普及啓発事業

- 中小企業に、自社の災害リスクやサプライチェーンに対するサイバー攻撃のリスクを認識してもらうとともに、BCPの策定・取引先も含めた対策状況の点検や保険を含めた対応等について、啓発を図ります。
- 具体的には、商工団体等を通じて、会員企業等への周知を行うとともに、全国各地において、シンポジウム等を開催します。

2. BCP策定・対策支援事業

- サプライチェーンに位置づけられる中小企業等について、各企業が直面するリスクに応じたBCPの策定をハズオンで支援します。
- 全国各地において、ワークショップを開催し、参加する中小企業に対し、BCPの必要性について啓発を図るとともに、その策定に向けた試行的取組を支援します。
- サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策の普及啓発に取り組みるとともに、サイバー攻撃によるトラブル時の相談対応・現場派遣などの支援サービス提供体制を整備するなど、中小企業のニーズに沿ったセキュリティ技術・サービスの実証事業を地域単位で実施します。

例えば、

- 大地震等の自然災害
- テロ等の事件、大事故
- 突発的な経営環境の変化 など

22

中小企業・小規模事業者人材対策事業 平成31年度予算案額 13.7億円 (18.5億円)

1. 中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763
2. 中小企業庁 調査・新事業化促進課 03-3501-1767
3. 製造業課 03-3501-1689
経営政策課 03-3501-1690
商務・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を背景として、中小企業・小規模事業者における人材不足は深刻化しており、求人難が各企業の経営課題として占める割合は増大しています。
- こうした中、中小企業・小規模事業者における人材確保が重要な課題となることから、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、専門家の派遣やマッチングを通じて、地域内外からの発掘・確保・定着を一括して支援します。
- 加えて、中小企業における海外展開を担う人材や、中小生産・サービスの現場を支援する人材の育成を支援します。

成果目標

- 「地域中小企業人材確保支援等事業」は平成27年度から平成31年度までの事業で、人材不足状況の可能な限りの低減のため、事業参加企業の満足度 (意識変化等) 70%以上を目指します。
- 「中小企業海外ビジネス人材育成支援事業」は平成31年からの5年間の事業で、事業参加企業の満足度 (意識変化等) 70%以上を目指します。
- 「スマート生産性向上応援隊事業」は、平成31年度から平成32年度までの事業で、合わせて年間10,000名以上の指導者の育成を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

1. 国 委託・補助 → 民間企業等

2. 国 補助 (定額) → ジェトロ → 民間企業等 (補助 (定額、2/3))

3. 国 委託・補助 → 民間団体等

事業イメージ

1. 地域中小企業人材確保支援等事業

- 地域の中小企業・小規模事業者が女性・高齢者・外国人等の多様な人材を確保するため、人材の発掘・確保・定着を一括して支援します。
- また、経営支援機関等と人材紹介会社等が連携し、経営課題明確化・人材ニーズの掘り起こし・人材確保を一括で行うためのプラットフォーム構築実証事業を行います。
- 加えて、平成30年度に実施した中核人材確保の仕組みの横展開を行い、中核人材確保のためのノウハウを普及することで、中小企業の中核人材確保の支援を促進します。

2. 中小企業海外ビジネス人材育成支援事業

- 中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、海外の市場情報や制度情報の集め方、海外バイヤーとのコミュニケーション方法などの学習に加え、グループワークを通じた海外ビジネス戦略・方針の策定、海外でのフィールドワークによる市場調査経験 (初級) や実証的な現場研修 (上級) ができるプログラムを提供します。
- 参加者と参加者の上長による事前評価と、事後評価を行い事業成果を測定・把握するとともに、参加者がプログラムへの参加報告を発表する場を設けて、他の中小企業の参考とします。

3. スマート生産性向上応援隊事業

- スマートものづくり応援隊、サプライヤー応援隊、サービス等生産性向上応援隊を合わせて生産性向上応援隊として位置づけ、機動的に事例等を共有し、IT・IoT・ロボット等を用いた業務プロセスの改善、自動車サプライヤーの新技術への対応等を指導できる人材を育成します。
- 製造業を中心とする中小・小規模企業へ派遣し、伴走型で生産性向上や経営課題の解決を支援します。
- 支援機関やITベンダー等を対象に、サービス業のIT化を中心とした生産性向上を支援できる人材育成プログラム開発を実施します。
- また、各地域のスマートものづくり応援隊拠点数が増加する中、地域間で先進事例を共有するための仕組みを構築します。

地域小規模事業者支援人材育成委託費

平成31年度予算案額 **5.4億円 (新規)**

① 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
 ② 商務・サービスG クールジャパン政策課 03-3501-1750
 ③ 地域経済産業中心市街地活性化室 03-3501-3754

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域経済の多様性を支えるとともに無限大のポテンシャルを秘めた小規模事業者は、地域の未来を描いていく上で極めて重要な存在です。 ● 一方、小規模事業者自身が自らの魅力に気づかず能力が発揮されない、地域経済ひいては日本経済にとっても大きな損失です。 ● 本事業は、平成31年度から35年度に、地域の小規模事業者を磨き上げ、地域の未来をデザインしていくことができる人材を育成していくものです。地域の課題解決、地域資源を活用した観光・インバウンド需要への対応、まちづくりなどを一体的に取り組めるようになるよう、支援人材の能力強化や地域企業に対するデザイン経営の普及等を通じて、地域自身で自らの未来をデザインしていけるようになっていきます。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の小規模事業者支援人材の資質を向上させることにより、地域の経済活動が活発になることを目指します。 ● また、各地で特色ある小規模事業者振興策が講じられる好循環を実現します。 <p>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>小規模事業者支援人材育成事業</p> <p>① 小規模事業者支援手法研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商工会・商工会議所や地方公共団体を対象とした小規模事業者の支援手法を享受する研修を全国で実施します。 ● 小規模企業振興基本計画の改定に併せ、成長企業の支援、サブライチエーションの維持など、新たな政策課題に重点化して支援できる体制を構築します。 <p>② ローカルデザイナー育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商工会・商工会議所やDMO等と連携し、地域の未来の姿をデザインし、地域に眠る資源をビジネスへと昇華させていくローカルデザイナーを育成していくため、企画から試行までを一体となって経験できるワークショップ等を開催します。 <p>③ タウンマネージャー等育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模事業者等の経済活動の基盤であるまちを活性化するため、まちづくりの専門知識等を習得する研修の開催等を実施し、まちづくりを推進するタウンマネージャー等を確保・育成します。 ● また、兼業・副業・"Dk"等により多様な人材が、まちの課題解決等に取り組むため、地域へのインターナッグ等を行います。 <p>座学形式での研修の様子 実地形式での研修の様子</p>

③ 地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大

地域未来投資促進事業

平成31年度予算案額 **158.6億円 (161.5億円)**

(1) (3) 地域経済産業グループ
 地域経済活性化推進課
 03-3501-0645
 (2) 中小企業庁 振興政策課
 03-3501-1816

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域経済を活性化するためには、地域経済を牽引する地域中核企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開（地域未来投資）を促進することが重要です。 ● このため、地域における継続的なイノベーション創出に向けた総合的な支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得、事業体制の整備、事業化戦略の策定、ものづくり・サービスの開発、事業化・市場獲得まで、一体的に支援していきます。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合的なイノベーション支援においては、委託先の支援機関による支援の有効性を評価した企業の割合が8割を超えることを目指します。また、支援終了後5年以内に、支援を受けた事業に係る売上高又は従業員数が支援開始時点以上となった企業が半数を超えることを目指します。 ● ものづくり研究開発においては事業終了後5年以内に、サービス開発においては事業終了後2年以内に、事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。 ● 市場獲得においては、事業終了後3年以内に、売上額、付加価値額等の目標値を達成した事業が半数を超えることを目指します。 <p>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</p>	<p>(1) 総合的なイノベーション支援 (地域中核企業イノベーション促進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戦略分野の担い手となることが期待される地域の有望企業群（地域中核企業群）に対して、新事業への挑戦を促すために、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築し、地域の支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的なイノベーション支援を行います。 <p>(2) ものづくり・サービスの開発 (戦略的価値技術高度化・連携支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が、大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓等への取組を最大3年間支援します。 ● 中小企業等経営強化法の新連携計画認定を受けた中小企業が行う新たなサービスモデル開発等を2年間支援します。*地域未来投資促進法の計画承認を受けた者が参画する事業は審査において優遇 <p>補助上限額：【ものづくり】4,500万円※ 【サービス】3,000万円 ※31年度から3年間の総額で9,750万円、申年度で4,500万円も超えない範囲で、柔軟に研究開発計画を策定し、補助を受けることが可能</p> <p>補助率：【ものづくり】2/3 ※大学・公設試等の場合は定額 【サービス】1/2 ※IoT、AI等の先端技術活用の場合1/3</p> <p>(3) 事業化・市場獲得 (戦略分野における地域経済産業イノベーション支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者（※）が中小企業と連携して行う、戦略分野（先端ものづくり（医療機器、航空機、新素材等）、地域福祉、観光等）における事業化や設備投資を支援します。 <p>補助上限額：5,000万円（補助事業者数に応じて最大1億円） ※中小企業以外の場合には、当該事業者への補助額は、補助額全体の1/2未満。</p>



国内・海外販路開拓強化支援事業

平成31年度予算案額 **23.9億円 (新規)**

- (1)(2)(3)(4)中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767
- (3) 通商政策局 総務課
03-3501-1827
- (3) 貿易振興協力局 投資促進課
03-3501-1662

事業の内容

事業目的・概要

- 国内・海外の販路開拓をシームレスに支援します。
- 地域経済の活性化を図るため、地域資源の活用や中小企業者と農林漁業者の連携による新商品・サービスの開発や販路開拓を支援します。
- 海外展示会出展等を通じて海外でのブランド確立に取り組む事業を支援します。
- 「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の整備等により、進出後の課題対応も含めて一貫して支援します。また、中小企業の海外展開に伴う内外の税制等について、セミナーやパンフレットの配布等を実施します。
- マッチングサイトを活用した国内外市場での販路開拓の支援強化を図ります。

成果目標

- 開発した商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

(1)(2)	国	補助 (2/3, 1/2)	中小企業等
(1)(2)	国	委託	金融事務所 (民間団体等)
(1)(2)	国	委託	民間事業者等
(3)(4)	国	補助 (定額)	民間団体等
(3)(4)	国	補助 (定額)	日本貿易振興機構
(3)(4)	国	補助 (定額)	中小企業振興整備機構

事業イメージ

(1) 地域産業資源活用・農工商等連携事業

- ① 地域産業資源活用促進法及び農工商等連携促進法に基づき事業計画の認定を受けた中小企業等が行う新商品・新サービスの開発・販路開拓に係る費用の一部を支援します。(原則として、補助率1/2、補助上限500万円)
- ② 民間事業者等のノウハウを活用し、新事業展開の掘り起こし、商品改良等サポート及び展示会・商談会の出展機会の提供等を通じて、新商品開発、販路開拓等の取り組みを支援します。

(2) JAPANブランド育成支援事業

地域産品が持つ素材や技術等の強みをいかした海外展開戦略の策定を支援します(補助上限200万円、補助率2/3)。また、海外でのブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクトを支援します(補助上限2,000万円、補助率2/3, 1/2)。

(3) 現地進出支援強化事業

- ① 情報提供、海外展示会や商談会等を通じた販路拡大支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援(プラットフォーム事業)等、段階に応じた支援を提供し、海外進出、また発展させるまでを一貫して支援します。
- ② 中小企業が多く進出している国の税制等について、セミナーや、各国税制等や税務に係る留意事項を記載したパンフレットの配布等により、海外展開を行う中小企業の税務に係る態勢整備を支援します。

(4) ビジスマッチング支援事業

ビジスマッチングサイトを活用した中小企業者のWEBマッチング及び商談機会の提供等による海外展開支援を実施します。

中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業

平成30年度第2次補正予算案額 **24.0億円**

- (1) 貿易振興協力局 貿易振興課
03-3501-6759
- (2) 貿易振興協力局 投資促進課
03-3501-1662

事業の内容

事業目的・概要

TPP11や日EU・EPAが発効されれば、国内産業に一定の影響がある一方で、日本の高品質な製品・地域産品等を世界に売り込む好機です。こうした状況を踏まえ、以下の事業を通じて、中堅・中小企業に対し、海外への事業展開と、海外の企業や人材の活用という両面において国際化を図り、地域経済の活性化につなげることが重要です。

- 中堅・中小企業によるTPP11、日EU・EPA及びRCEPの対象国・地域等への輸出を加速するため、情報の収集・提供や事業者サポート体制の強化に取り組むとともに、海外における日本の地域産品の需要・市場拡大と商流構築のための取組を推進します。
- 外国企業の地域での事業活動や地元企業との連携を促進し、地域経済活性化につなげます。

成果目標

- ①2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指す、②総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す、という政府目標に貢献します。
- 2019年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の達成を目指すという政府目標に貢献します。
- 対内直接投資残高を2020年までに35兆円に倍増するという政府目標に貢献します

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

国	(1) 補助 (定額)	(独) 日本貿易振興機構 (JETRO)
国	(2) 委託	(独) 日本貿易振興機構 (JETRO)

事業イメージ

(1) TPP・日EU・EPA対象国等への海外展開支援事業

- TPP11や日EU・EPAの活用法、国・地域で異なる貿易ルール、商流等に関する情報を収集・提供するとともに、品目別・課題別の専門家による事業者サポートや、フォーラム・セミナーを開催します。

(専門家によるサポート)

- SNSや新聞・雑誌等を活用したプロモーションを実施するとともに、ECサイトや大手スーパー・レストラン等と連携した販売促進活動を実施します。また、地域単位で展示会出展などの商流構築に向けた取組を支援します。

(セミナーの開催)

(2) 外国企業と連携した地域活性化支援事業

- 外国企業誘致に取り組む自治体を政府・JETROが支援する「地域への対日直接投資サポートプログラム」に加わる自治体の誘致戦略策定支援、地域PRコンテンツ作成支援、投資PRセミナー開催や外国企業の招へい等を実施します。

(招へい企業と地元企業のマッチング)

④経営の下支え、事業環境の整備

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
平成31年度予算案額 **47.8億円 (50.2億円)**

(1) 中小企業庁経営支援課
03-3501-1763
(2) 中小企業庁金融課
03-3501-2676

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、融資の際に一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことや、個人保証債務の整理時の対応等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及を行います。

成果目標

- 平成26年度からの事業であり、各施策において以下を目指します。
- (1) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し、よろず支援拠点から提案された解決策を実行して成果があった事業者の割合が、全体の65%になること(半年度目標)
- (2) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること(半年度目標)
- (3) 個人保証に依存してきた融資実行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生、事業清算への着手、円滑な事業承継等を促進すること。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

事業イメージ

(1) よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、
 - ① 売上拡大のための解決策の提案
(新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売売上上げなど)
 - ② 経営改善策を提案し、行動に移すための連携チームの編成・派遣
 - ③ どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介を実施します。
- 各よろず支援拠点に経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10~20名配置。

(2) 専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム(地域PF)が、個々の中小企業・小規模事業者の経営課題に応じた専門家を原則3回まで(事業承継に係る課題の場合に限り原則5回まで)無料で派遣します。

※ 地域PF: 商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

(3) 経営者保証ガイドライン周知・普及事業

- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、①「経営者保証に関するガイドライン」の内容に関する相談対応、②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣、③周知・普及のための広報活動、④ガイドライン活用状況の実態調査などを実施する。

中小企業取引対策事業
平成31年度予算案額 **9.6億円 (13.9億円)**

中小企業庁 取引課
03-3501-1659

事業の内容

事業目的・概要

- 「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」で掲げた3つの重点課題(価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善)への対処のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、相談窓口の体制整備や下請取引の実態調査等を通じ、親事業者と下請事業者双方の適正取引や付加価値向上、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ります。
- 国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会を増大を図ります。

成果目標

- 下請企業ヒアリング、調査等において「具体的な改善があった」と回答した事業者の割合について、30%以上を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

事業イメージ

中小企業取引適正化対策事業(委託)

- ① 取引上の悩みについて無料で弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」の運営
- ② 親事業者・下請事業者に対する、下請代金支払遅延等防止法の講習会の実施
- ③ 下請代金支払遅延等防止法に基づき書面調査の実施とデータベースの運用
- ④ 親事業者との価格交渉に必要なノウハウの普及(価格交渉サポート事業)
- ⑤ 取引条件の改善状況や業界の商慣行に関する調査
- ⑥ 国、独法、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営

等を通じて、中小企業・小規模事業者の取引に関する課題に対処します。

○ 中小企業取引適正化対策事業のイメージ(下請かけこみ寺事業の例)

全国48箇所(47都道府県+東京本部)に設置した下請かけこみ寺で取引に関する無料相談を実施。

消費者・検討

個別企業への指導

セミナー・講習会



中小企業連携組織対策推進事業 平成31年度予算案額 6.7億円 (6.6億円)

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合等を支援します。
- 具体的には、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会を支援します。
- また、中小企業組合及び組合員が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を抱える組合をレポート（伴走型支援）して行う課題解決の取り組みを支援します。
- 更に、中小企業団体中央会が、外国人技能実習生の受入を行う組合に対して、受入事業が適正に実施されるように指導・支援します。

成果目標

- 中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指します。
- 外国人技能実習実施機関に対する労働基準監督機関による違反率を減少させることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

【中小企業組合指導・支援事業】

国 → 補助 → 全国中小企業団体中央会 → 補助 → 都道府県中央会・組合等

（全国中央会指導員等：1/3（一部、定額）1/2）
（都道府県中央会、全国組合等への指導等：6/10（一部、定額））
（中小企業組合等に対する支援事業：2/3（一部、定額）） (2/3、一部定額)

【外国人技能実習制度適正化事業】

国 → 補助（定額） → 全国中小企業団体中央会 → 補助（定額） → 都道府県中央会

事業イメージ

(1) 中小企業組合指導・支援事業

- 全国中小企業団体中央会が行う中小企業組合の設立・運営指導に要する経費を補助します。
- 全国中小企業団体中央会が実施する都道府県中小企業団体中央会指導員の能力向上のための研修会等の経費を補助します。
- 中小企業組合及び組合員等が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を解決したい組合等を積極的にサポート（伴走型支援）して、マニュアルの策定や販路開拓等の取り組みを行うために必要な経費を補助します。また、取引量等を強化する取り組みに対し必要な経費を補助します。

【取組事例】
ニーズを的確に捉えたりリニューアルで、売上、客数共にアップ（協同組合南三陸ショッピングセンター）

- ・ 施設のリニューアルに際して、他の先進事例や顧客満足度の調査・研究を実施、その結果を取り入れたリニューアル計画を策定。
- ・ 顧客ニーズや地域の実情を捉え、消費者目線でリニューアルを実施した結果、売上高は前年比11.0%、客数は前年比11.5%に増加。

(2) 外国人技能実習制度適正化事業

- 外国人技能実習制度を適正に実施するために、受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等を対象に中小企業団体中央会が行う巡回指導や講習会の開催等に必要経費を補助します。

小規模事業者対策推進事業 平成31年度予算案額 50.3億円 (49.4億円)

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。そのような小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所は、地域に根付いた経営指導を行っており、事業者の振興において重要な役割を担っております。このため、平成31年度から平成35年度までの5年間で以下取組を支援します。
- 商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画（小規模事業者支援法）」に基づき実施する小規模事業者への伴走型支援を推進します。また、新たに自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等の支援を強化します。
- 商工会・商工会議所等の地域資源を活用した地域経済活性化や販路開拓等の取組や支援体制の確保を支援します。

成果目標

- 伴走型の小規模事業者支援を推進し、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所のすべてが目標を達成することを目指します。
- また、毎年約200カ所の商工会・商工会議所等が実施する特産品開発・販路開拓等を支援し、補助事業終了2年後に80%が事業化を達成することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助（定額）3/4、2/3、6/10、1/2 → 全国商工会連合会 日本商工会議所 → 補助（定額）3/4、2/3、1/2 → 商工会、商工会議所、都道府県連合会

事業イメージ

(1) 伴走型小規模事業者支援推進事業

- 商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営分析、事業計画の策定、需要開拓などに要する経費を補助します。
- 加えて、自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等については、協議会の設置、企画運営に要する経費等を補助します。
- 商工会等に支援機関出身者など企業支援のノウハウや実績を有する外部の専門家をスーパーバイザーとして設置し、若手経営指導員へのOJTなどにより、支援体制の充実を図ります。

(2) 地域力活用新事業創出支援事業

- 商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者と連携して行う特産品開発・販路開拓や観光集客の取組等、複数の事業者の売上増大につながる取組を支援します。
 - ①調査研究事業（事業可能性調査(F/S)）
補助上限300万円、補助率3/4
 - ②本体事業（特産品開発、観光開発など）
1年目：補助上限800万円、補助率2/3
2年目：補助上限600万円、補助率1/2

(3) 商工会・商工会議所等の指導事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、商工会・商工会議所の万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

平成31年度予算案額 **42.5億円 (42.5億円)**

事業の内容	事業イメージ
事業目的・概要 <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき金融確保の面で極めて困難な立場に置かれています。 ● こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。 ● また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。 ● 本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。 	融資制度のスキーム <p>※マル経融資については、商工又は商工会議所において審査会を開き審査を行います。</p>
成果目標 <ul style="list-style-type: none"> ● 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。 	貸付条件 <p><小規模事業者経営改善資金(マル経)></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額：2,000万円 ● 貸付金利：1.11% (平成30年11月12日現在) ● 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内 ● 担保等：無担保・無保証人 ● 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること <p><小規模事業者経営発達支援資金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額：7,200万円 (ただし、運転資金は4,800万円) ● 貸付金利：特別利率① ● 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内
条件(対象者、対象行為、補助率等)	

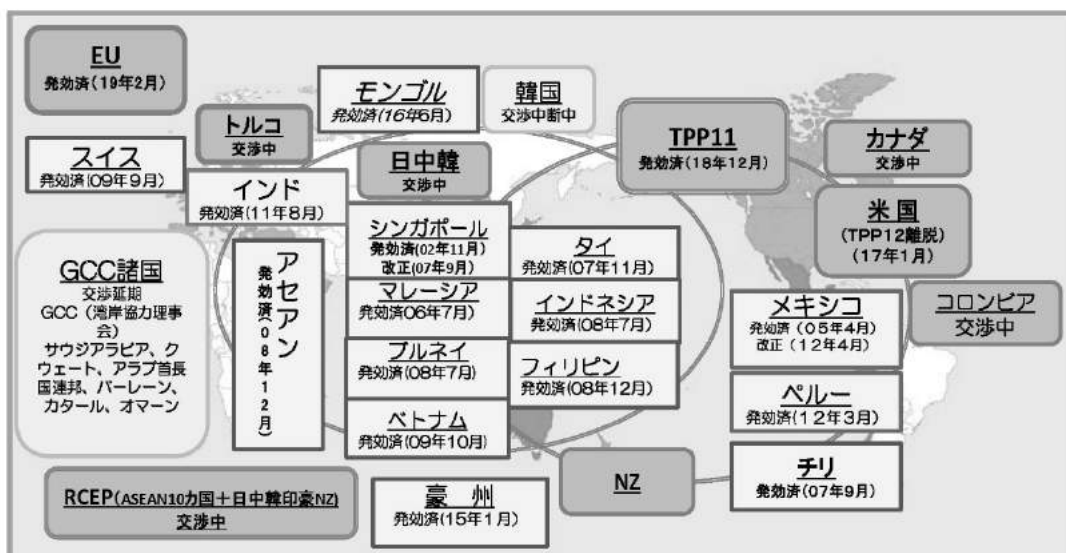


EPA(経済連携協定)／TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

●我が国のEPAへの取組状況

我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国3地域)： EU、TPP11、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 交渉中(3カ国、2地域)： RCEP、日中韓、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域)： 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



TPP11参加国：カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱：2017年1月)

EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

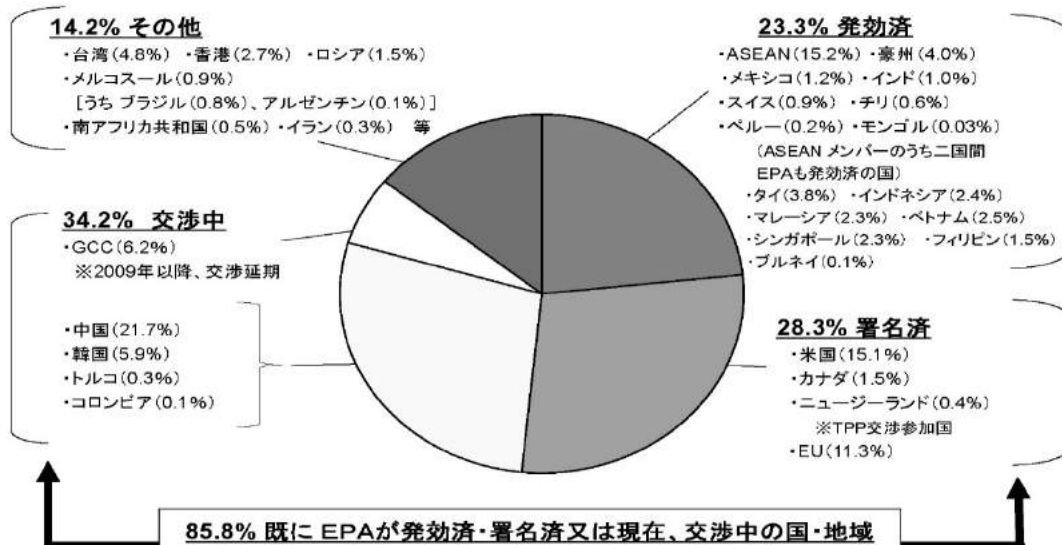
◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
シンガポール	◆(1月)	◆(11月)															
メキシコ		◆(11月)															
マレーシア			◆(1月)														
チリ						◆(2月)	◆(12月)										
タイ			◆(2月)														
インドネシア						◆(7月)	◆(9月)	◆(7月)									
ブルネイ						◆(6月)	◆(6月)	◆(7月)									
ASEAN全体 (AJCEP)(注)			《物品貿易等》		◆(5月)												
						《サービス・投資》											
フィリピン			◆(2月)			◆(12月)											
スイス						◆(5月)	◆(12月)	◆(10月)									
ベトナム						◆(1月)	◆(12月)	◆(12月)									
インド						◆(1月)											
ペルー																	
豪州						◆(4月)											
モンゴル																	
TPP12																	
TPP11																	
EU																	

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等について、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2018年7月時点)

(2017年貿易額ベース)



【参考】主要国のFTA比率⁽¹⁾

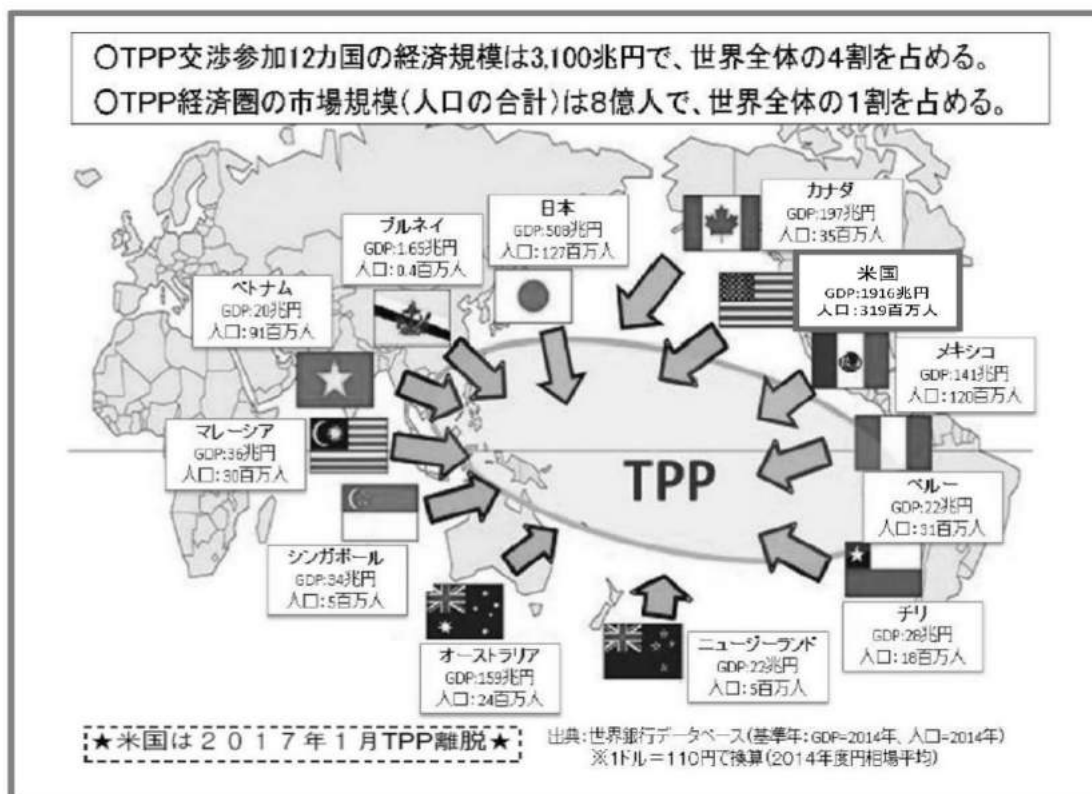
日本: 51.8%、米国: 47.2%、EU: 32.8%、韓国: 68.2%、中国: 38.7%

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典) 日本は財務省貿易統計(2017年確報値)(2018年3月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2017年4月)。



●TPPの概要



●TPP11の動き

1月19日、東京において第1回TPP委員会(冒頭安倍総理出席、議長:茂木大臣)が開催され、11か国の閣僚が出席した。

この会合では、

- (1) 昨年12月30日のTPP11協定発効を受け、第1回TPP委員会(協定に基づく、協定の運営等に関する高意思決定機関)を閣僚級で開催。
- (2) 4つの委員会決定文書を採択

①協定の運営:

TPP11協定の国内手続を完了し、寄託者であるニュージーランドに通報した順(メキシコ、日本、シンガポール…)に、1年毎に交替で議長を務めること、2019年を全てのTPP11参加国の発効に向けた移行期間とすること等、協定の円滑な運営のために必要な事項。

②新規加入手続:

加入希望国・地域との協議の段取り、加入作業部会の立上げ等、実際に加入を調整していくにあたり必要な手続。

③国対国の紛争解決(SSDS) 手続規則:

紛争解決パネルでの審理手続に関する細則及びパネリストが審理を行うに当たって従うべきルール。

④投資家対国家の紛争解決(ISDS) 仲裁人行動規範:

仲裁人が仲裁を行うに当たって従うべきルール。

(3) 11か国閣僚声明を採択(別添以下URL)

https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpp11/pdf/190119_tpp_statement_jp.pdf

- ・協定発効・第1回委員会開催を祝福。自由貿易推進等に向け、協定の円滑な実施とその拡大のための重要な出発点との認識を共有。
- ・11か国の結束維持の重要性を再確認、全ての署名国について協定が早期発効することへの期待を表明。
- ・新たな国・地域の加入を通じ、協定を拡大していくという強い決意の表明。

(TPP政府対策本部: <https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tpp11/index.html>)

TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11閣僚会合(チリ)
・5月21日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催) (於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
→ 2項目を凍結(うち1項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)



凍結項目一覧

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物（第5・7条1（f）の第2文） | ○ 一般医薬品データ保護（第18・50条） |
| ○ ISDS（投資許可、投資合意）関連規定（第9章） | ○ 生物製剤データ保護（第18・51条） |
| ○ 急送便附属書（附属書10-B 5及び6） | ○ 著作権等の保護期間（第18・63条） |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定（第11・2条の一部等） | ○ 技術的保護手段（第18・68条） |
| ○ 電気通信紛争解決（第13・21条1（d）） | ○ 権利管理情報（第18・69条） |
| ○ 政府調達（参加条件）（第15・8条5） | ○ 衛星・ケーブル信号の保護（第18・79条） |
| ○ 政府調達（追加的交渉）（第15・24条2の一部） | ○ インターネット・サービス・プロバイダ（第18・82条、附属書18-E、附属書18-F） |
| ○ 知的財産の内国民待遇（第18・8条（脚注4の第3～4文）） | ○ 保存及び貿易（第20・17条5の一部） |
| ○ 特許対象事項（第18・37条2、第18・37条4の第2文） | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性（附属書26-A第3条） |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長（第18・46条） | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部（附属書IIの一部） |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長（第18・48条） | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部（附属書IVの一部） |

なお、凍結項目に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすこととなる。

TPP11の効果

経済効果

<TPP11>

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ
（2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当）
- ・労働供給：約0.7%（約46万人）増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額：約900～1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

模倣・偽造品等に対する厳格な規律

日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

2018年12月に批准手続きを終えた日EU経済連携協定(EPA)は2019年2月1日に発効した。この協定は、日本とEUとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させるとともに、電子商取引、政府調達、競争政策、知的財産、中小企業等の幅広い分野での経済連携のための枠組みを構築するもの。

EPAの実務に関しては日本貿易振興機構(JETRO)に「EPA活用のための窓口」が開設されており、輸出入手続きやビジネスの相談に応じている。

○<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/contact.html> (EPA/TTP/WTO)

○<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa.html> (日EU・EPA)

○<https://epa-info.go.jp/> (原産地申告の準備等実務)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%～8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%～8%
化繊の糸・織物	即時撤廃	3.8%～8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%～12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%～8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%～12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%～12%

●
日・EU経済連携協定
平成31年2月
外務省

背景

- 保護主義的な動きや新興国による市場歪曲的な措置(産業補助金、技術移転の義務付け等)
- WTOドーハ・ラウンド停滞、現代化の必要性(電子商取引、投資、紛争解決、透明性向上等)

⇒ 日本は、TPP11, 日EU・EPA, RCEPを主導し、貿易自由化を推進

協定の意義

- 本協定はアベノミクスの成長戦略の重要な柱(総理施政方針演説等)。
- 日本の実質GDPを約1%(約5兆円)押し上げ、雇用は約0.5%(約29万人)増加の見込み。
(内閣府TPP等取組本部による試算)
- 自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル(国有企業、知的財産、規制協力等)。
- 世界GDPの約3割、世界貿易の約4割を占める世界最大級の自由な先進経済圏が誕生。
(EUのGDPは17.3兆ドル(世界GDPの21.7%)。日本のGDPは4.9兆ドル(世界GDPの6.1%)。)

⇒ 本協定は、日EU双方の経済界からの期待に応えるものであり、日EUが貿易自由化の旗手として世界に範を示すもの。

＜日EU概要＞

締結国: 28か国(ベルギー、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、ポルトガル、スペイン、ギリシャ、ハンガリー、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、オーストリア、リトアニア、ルーマニア、スロバキア、マルタ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、ギリシャ、ハンガリー、フランス、スロベニア、スロバキア、コロンビア、スウェーデン、英国)

総人口: 5億1181万人 (2017年)
GDP: 約48兆円

＜経緯＞

2013年3月 交渉開始決定
2017年7月 大筋合意
2017年12月 交渉妥結
2019年2月 発効



主な内容:物品貿易

日本産品のEU市場へのアクセス

EU側関税撤廃率: 約99% (注1)(注2)



工業製品

- 100%の関税撤廃。
- 乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃。
- 自動車部品:9割以上が即時撤廃(貿易額)。
- 一般機械、化学工業製品、電気機器:約9割が即時撤廃(貿易額)。

※一般機械:86.6%、化学工業製品:86.4%、電気機器:91.2%。

農林水産品等

- 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- 日本ワインの輸入規制の撤廃(醸造方法の容認、業者による自己証明の導入)。
- 酒類の全ての関税を即時撤廃。自由な流通が可能。
- 農産品・酒類(日本酒等)に係る地理的表示(GI)の保護を確保。



工業製品: 大企業のみならず、メーカーに部品を納入する中小企業にも裨益。
 農林水産品: 5億人を超えるEU市場への日本産農林水産物輸出促進に向けた環境を整備。
 酒類: 輸出拡大とGI保護によるブランド価値向上。

EU産品の日本市場へのアクセス

日本側関税撤廃率: 約94% (農林水産品:約82%、工業品等:100%) (注1)



工業製品

- 化学工業製品、繊維・繊維製品等:即時撤廃。
- 皮革・履物(現行最高税率30%):11年目又は16年目に撤廃。

農林水産品等

- コメは、関税撤廃・削減等の対象から除外。
- 麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガードを確保。
- ソフト系チーズは関税割当てとし、枠内数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

(注1)撤廃率は、品目数ベースのもの。(注2)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。

2

主な内容:サービス貿易・投資、ルール分野

サービス貿易・投資・電子商取引

サービス貿易・投資・電子商取引

- 原則全てのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙(ネガティブ・リスト方式)。
- 欧州で活動する日系企業のニーズに対応するルールを設定(電気通信サービス、金融規制協力等)。
- 電子商取引の安全性・信頼性確保のためのルールを整備(電子的な送信に対する関税賦課禁止、ソースコード開示要求の禁止)。

21世紀型のハイレベルなルール

国有企業・補助金

- 国有企業:物品・サービス売買の際の商業的考慮、相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保。
- 補助金:通報義務、協議要請手続、一定の種類の補助金の禁止等を規定。

知的財産

- WTO・TRIPS協定より高度な規律を規定(営業秘密の保護、著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長等)。
- 地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護。日本側GIは56件(「神戸ビーフ」、「夕張メロン」、「薩摩」、「日本酒」等)。

規制協力

- 日EU双方の規制当局が、貿易・投資に関する規制措置について、事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の評価、グッドプラクティスに関する情報交換等を行う。

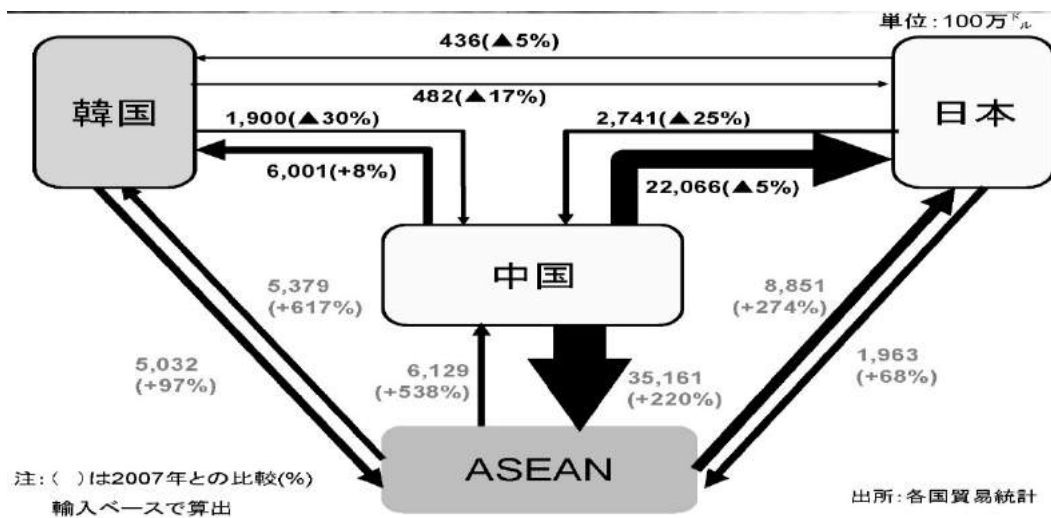
3

●日中韓経済連携協定について

12月6日から7日まで、中国・北京において、第14回日中韓自由貿易協定(FTA)交渉会合が開催された。この会合では、日中韓FTA交渉の加速化に合意し、来年の日中韓FTA交渉の進め方について議論が行われた。また、RCEP交渉の進捗を踏まえ、幅広い交渉分野について議論が行われた。第15回日中韓FTA交渉会合は、日本で開催する方向で、今後日程を調整することとなった。

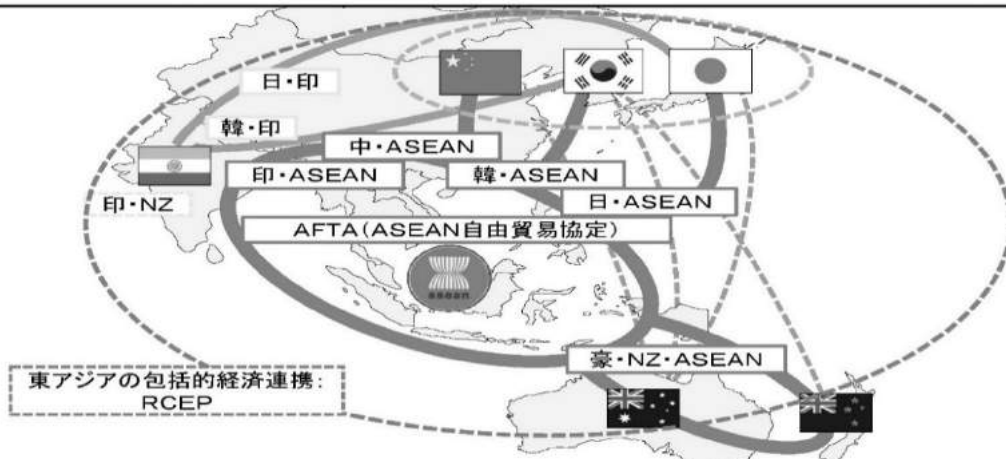
○外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000264138.pdf>

中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響



東アジアの繊維貿易フロー (2017年)

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
 ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり





●日・RCEP経済連携協定について

今月(2019年2月)にPSR(品目別原産地規則)についての会合が開催されるが、関税率表の50~63類(紡織用繊維及びその製品)についてはアセアン内でもまとまっていない状況。

日・RCEP協定概要については、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000231134.pdf>

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・コロンビア経済連携協定について

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_colombia/index.html

●日・カナダ経済連携協定について

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_canada/index.html

●日・トルコ経済連携協定について

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html

●特許公開情報

2019年1月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2019年1月公開分)

< 1月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2019-015014	旭化成株式会社 国立大学法人岐阜大学 カワボウテキスチャード株式会社	混織糸の製造方法、混織糸、及び織物又は編物の製造方法
2	特開 2019-015007	林燃糸株式会社	カバーリングヤーン、意匠撚糸及びこれを用いた繊維構造体
3	特開 2019-014997	ユニチカ株式会社	炭素繊維織物用緯糸およびこの緯糸を用いた炭素繊維織物
4	特開 2019-014994	帝人株式会社	布帛および繊維製品
5	特開 2019-014990	KBセーレン株式会社	嗜好性飲料抽出フィルター用フィラメント、及びそれからなる嗜好性飲料抽出フィルター用織物
6	特開 2019-014989	KBセーレン株式会社	海島型複合繊維およびそれからなる布帛
7	特開 2019-014505	KBセーレン株式会社	嗜好性飲料抽出フィルター用マルチフィラメント
8	特開 2019-011542	オーミケンシ株式会社 グリーンサイエンス・マテリアル株式会社 株式会社ロイネ	レーヨン繊維
9	特開 2019-011525	信越石英株式会社	ガラスクロス光反射体
10	特開 2019-010792	日本電気硝子株式会社	メッシュシート積層体及びコンクリート剥落防止材
11	実登 3219716	台湾毛巾企業有限公司	タオル構造
12	特開 2019-007128	ピーティー アジア パシフィック レーヨン (シンガポール)	溶解パルプ
13	特開 2019-007122	日本エクスラン工業株式会社	3次元捲縮を有する扁平アクリロニトリル系繊維及び該繊維を用いたパイル布帛



14	特開 2019-007118	ユニチカトレーディング株式会社	仮撚マルチフィラメント糸、その製造方法、及び織編物
15	特開 2019-007107	ソンウォルビナジェイエスシー (ベトナム)	パイル織物及びその製造方法
16	特開 2019-006948	日東シンコー株式会社	粘着テープ
17	特開 2019-006024	帝人株式会社 シバタ工業株式会社	衣類用摩耗防止布および衣類
18	特許 6454437	東洋紡 S T C 株式会社	複合糸及びそれを用いた織編物
19	特開 2019-002094	衛藤 武志 (東京都)	配筋材用の繊維束織物及びこれを使用したコンクリート配筋構造
20	特開 2018-001553	横浜ゴム株式会社	コンベヤベルト用繊維補強層およびコンベヤベルト
21	特開 2018-000003	ユニチカ株式会社	防蟻用メッシュシート

1月の行事

- 1月11日…………… 織産連監査委員会(東京・繊維会館)
- 1月16日…………… 織産連役員総会・賀詞交換会(東京・東京プリンスホテル)
- 1月24日…………… SCM推進協議会理事会(東京・TFTビル)
- 1月24～25日……… ビワタカシマ2020春夏素材展 東京展(東京・ふくい南青山291)
- 1月29～30日……… 播州織総合素材展(東京・アキバスクエア)
- 1月30日…………… 第125回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)

2月以降の行事

- 2月7～8日…………… ビワタカシマ2020春夏素材展 大阪展(大阪・綿業会館)
- 2月21～22日……… 遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 2月26日…………… 綿スフ工連／綿工連／同交会理事会(大阪・綿業会館)
- 2月27日…………… 第126回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 3月 2日…………… 綿工連綿's 倶楽部全国交流会(名古屋・名古屋観光ホテル)
- 3月19～20日……… 第7回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 4月26日…………… 綿スフ工連／綿工連／同交会幹事会(東京)
- 5月21～22日……… JFW-Premium Textile Japan 2020S/S(東京国際フォーラム)
- 5月24日…………… 綿スフ工連／綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。